

遺産の共有・遺産分割についての判例変更

これまで、相続開始によって、預金債権は当然に分割されるとされていました(最判昭 29. 4. 8 など)。

しかし、平成 28 年 12 月 19 日、最高裁の決定があり、判例が変更されました。

【決定要旨】(最大決平 28. 12. 19)

「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」

判例変更がされたのは、以下のような理由によります。

相続人の一部に特別受益がある(ex. 生前贈与を受けている)場合に、預金債権が遺産分割の対象とならないと、特別受益がある相続人が不当に多くの財産を得る(預金は法定相続分に従って承継することができる)ことになってしまいます。

また、もともと預金ではない現金(ex. 自宅にある金銭)は遺産分割の対象とされていました。現金は、遺産分割の調整用に使うことが多いからです。預金と現金を区別していたのは、債権かどうかです。預金は銀行に対する債権ですが、現金は債権ではありません。

しかし、預金も遺産分割の調整用に使えるのは同じです。それに、預金が債権であっても、「家に現金を置いておくのが危ないから銀行に預けておこう」という感覚の人が多いですから、現金とあまり変わらず、現金と区別する意味はありません。

この判例変更に伴い、民法Ⅱのテキスト P363 の以下の下線を引いた箇所の修正をお願いいたします。

相続によって当然に分割される	相続によっては当然に分割されない
①債権及び債務(大判大 9. 12. 22)	①金銭(最判平 4. 4. 10)
②預金債権(最判昭 29. 4. 8)	②預金債権(最大決平 28. 12. 19)
②相続開始から遺産分割までの間に 共同相続した不動産から生ずる賃 料債権(最判平 17. 9. 8) この賃料債権は、遺産分割の影響を 受けない。	
③共同相続人が全員の合意により遺 産分割前に相続財産を構成する特 定不動産を第三者に売却したとき の代金債権(最判昭 52. 9. 19)	